

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷三六五文書以下

第五節 對露交渉¹

交渉提議 露西亞帝國は大隈外相時代に於て近隣國として日本帝國との間に特に親善關係を増進するの必要ありとし、主として政治的見地よりして他國に先ち日本との改正條約に調印したことは既述の通りである。依て陸奥外相に於ては露國との交渉に付ては米國に對すると等しく特別考慮を拂ひ、英國との交渉が一頓挫を來たした頃明治二十七年二月六日在本邦露國公使ヒトロワオ Hitrowo と會見し、條約改正に關し同公使の好意的周旋を囑するところあつた。陸奥外相は、同公使が先般來屢々本邦に對し好意的談話があつたから「極めて祕密に且つ個人の資格を以て内話する次第である」と冒頭した上「帝國政府としては大隈外相時代に於て調印せる日露通商航海條約を其の儘實施することは困難であるから之に重要な修正を加へることを希望して居る次第である。露國政府に於て帝國政府の望みに應じ既に調印を終つた大隈條約に對し右修正を行ふことに同意を表せられるに於ては、他の締盟國に於ても其の例に倣ひ帝國政府の希望する條約改正交渉を容認するに至るべきは必然のことと信ず。就ては同公使より本國露西亞政府に對し右大隈條約に適當の修正を行ふことに同意の意向があるか否か問合せられ度い」と申出でた。而して帝國政府に於て必要とする條約改正の要目を書いた覺書を手交した。右陸奥外相の依頼に對し露國公使は私見として「日本の現狀に見れば所詮露國は日本との間に對等條約を締結するの外ないと考へて居る。露國政府は日本國が他の外國に許與するのと同じ一の權利及特權を欲するに過ぎないものと思はれる。換言すれば露西亞政府の望みは日本に於て最惠國待遇を受けようとするに止まるであらう。尤も露本國政府の確たる意向を聽く爲めには電信では不充分であるから書面を以てしなければならぬが之れには往復三ヶ月の日子を要する」と答へた。陸奥外相は「然らば要點丈けなりとも

電信を以て通報し露西亞政府の意向を問合せられたい」と依頼し、公使の快諾を得た。

次いで陸奥外相は明治二十七年二月十六日電信を以て右露國公使へ依頼の件を在露西（德次郎）公使に通報し、更に二月二十三日西公使に對し、日露改正條約案、同議定書案、法典編纂に關し送付すべき外交文書案及英米獨佛四國に對する税目協定案、並に露國公使に手交した條約改正の要目書を公使參考の爲め送付し、且つ露國政府より在本邦露國公使の通報に基いて何等か提議があつた際には、日本としては右改正要目の下に大隈條約に修正を加へても、又英國への提案を基礎とし交渉を開始しても異存なきことを申添へた。然るに露西亞政府に於ては在本邦露國公使の想像するところとは異り、早急條約改正交渉を始める意向なく、日本と他國との條約改正が了つた後に交渉を開始しようとして居ることが、四月十二日付西公使よりの公信により明白となつた。

其後明治二十七年五月三十一日に至り陸奥外相は改めて在露西公使に對し、英國との交渉殆ど終了せしに付至急露國政府とも交渉を開始したき旨申入方を訓令し、更に六月十一日付を以て嚮の大隈條約を交渉の基礎とする場合に備へ、明治二十二年八月八日調印の大隈條約案に對し修正を加へた草案を送付した。其後依然として西公使より交渉開始の報告に接しなかつたから、重ねて八月十三日督促するところあつた。露國政府は英國との條約改正交渉成立の後、に於ても尙動かなかつたが、其後十一月二十二日日米改正條約調印了り、十二月一日日伊改正條約調印了るに至り、茲に始めて其の態度を決したものの如く、十二月五日西公使に對し條約改正對案を送付して來た。

露國對案 右對案の要點は左の七項であつた。

(一) 條約案第一條冒頭に「當該國の法律に遵由し」なる一句を挿入すること。

右は露西亞に於ては猶太人に對し住居・旅行・商業等に對し特別の制限禁止をなし居るに鑑みて設けた修正である。尤も本邦提案第一條及第二條に於ては締約國民の入國・旅行・居住・商業等の自由を有すること及國民待

遇の保障に付規定するところあるも、第二條末項に於て第一條及第二條所載の一切の事項に付一般外國人に適用する商業・警察及公安に關する法令を以て制限することを防げないことを規定するにより、是等の事項に對する前記の自由は結局最惠國待遇の保障を受けるに過ぎないものである。

(二) 同上第六條規定の通過税の免除等に關する「内國民待遇」は明治二十二年日露大隈條約第八條第一項の通り「最惠國待遇」に代へること。

(三) 同上第十條沿岸貿易に關する規定に付ては日英改正條約第十一條末項の通り露西亞船舶に對し舊開港場（大阪、新潟、及夷港を除く）間に沿岸貿易を許すべき一項を追加すること。

(四) 露西亞國民に對し外國人居留地に於て永代借地權の確保に付日英改正條約同様の規定を設けること。

(五) 明治二十二年大隈條約附屬特別條約に規定せる通り特定事項に關し露西亞國民に對する除外的特惠附與し得べき趣旨の別約を設けること。

(六) (イ) 西伯利亞鐵道開通後に於ける兩國間貿易の増進を慮り日本と露西亞との間に關稅協定に關する特約を締結すべく、又議定書中に於て露西亞產石油に對する從價税を從量税に換算するに當りては重量によらず容量を以て之を定めること。

(ロ) 日英改正條約議定書第一節第三項及第五項に規定する通り改正條約實施に至る迄の間協定税目に掲げられざる貨物は其の關稅に付最惠國待遇を受くべく、又改正條約に規定せられざる一切の事項は舊條約の規定は其の儘存續すべきものとする。

(ハ) 日英改正條約議定書第二節の通り旅券に關する規定を設けること。

(ニ) 露西亞は工業所有權保護に關する萬國條約に加盟して居ないから日本に於ける領事裁判權撤回せられる以前に

日本政府は露西亞政府との間に工業所有權の保護に關し取極を爲すこと。

以上七項に互る露西亞政府の要求中、第六の(イ)以外の諸項は彼我交渉上差して難かしい性質でなかつたが、第六項の(イ)に付ては彼我の妥協甚だ困難なものがあつた。即ち第六項(イ)後段露國側が石油に對して容量を基準とする從量税を欲する所以は、露西亞產石油の重量が米國產に比し大なるが爲めであるが、夫れ丈け露西亞の要求に承諾を與へるとは米國產石油に對し不利なる影響を與へる所以であつた。又前段日露間に特別關稅協定條約を締結することは當時兩國間貿易額は甚だ少なく、明治二十五年に於て露西亞より本邦への輸入額八十三萬五千圓、本邦より露西亞への輸出額五十八萬六千圓に過ぎない狀況であつたから甚だ困難なものであつた。而も露西亞よりの本邦への輸入品は石油を以て大宗とし、其の他の物品は僅に三萬二千圓に過ぎなかつた。然るに拘らず露西亞政府は其の條約改正對策中に於て、西伯利亞鐵道完成後に於ける貿易増進を見込んだものと稱し三十四品目の多きに付協定税率を設けることを要求した。而も右協定税率は慶應三年十一月（一八六七十二月）江戸調印の日露間新定約書を基礎とするもの、即ち慶應二年の江戸改稅約書所定の税率又は明治二十二年の大隈條約附屬協定税率に準據したものであつて、前者に準據したものは特に低率であつた。即ち其の内容は穀物、小麥粉、豆類、油脂用種子、油糟、生獸類、獸肉、鹽、松脂等に對し無税を要求し、バター、練乳、骨及角、羊毛、豚毛及駱駝毛、馬毛、鳥毛、鞣さざる皮、羊皮及小羊皮、木材及枕木、麻類、麻屑、石油、機械油等に對し從價五分、麻交織糸及麻縫糸に對し從價八分、革類、靴底革、蠟燭、アルコール類に對し從價一割、毛皮、臘虎皮等に對し從價一割五分、繩及綱に對し每百斤七十錢、粗糖に對し每百斤七十五錢、精糖に對し每百斤一圓、葉煙草に對し每百斤二圓、帆布に對し每十碼二十五錢、紙捲煙草に對し每千個四十錢の協定税率を要求したものであつた。

陸奥回訓 右露西亞側の要求諸項中に付西公使は大體之を承認して差支ないものとし、其の尨大な關稅協定要求に對

しても他列國との協定税目中に掲記なきものに付ては大隈條約附屬税目の所定率迄讓歩して差支ないか同訓を求めた。之に對し陸奥外相は明治二十七年十二月十日付を以て前記露西亞側の要求諸項中第一乃至第四及第七に付ては異議なく、第五に付ても之を相互的に規定する場合に於ては異存ないが、第六に付ては絶対に承諾し得ない旨を同訓した。其の理由は西伯利亞鐵道完成後に於て貿易狀況が如何に變更するか今日に於ては推測出来ない。依て目下のところ日露間にも日伊條約の場合に於ける如く、相互的基礎により將來關稅協定を締結する爲め商議を開始すべきことを規定するに止める外ない。日露貿易の現狀を見るに最近三ヶ年間に於て露西亞より本邦への輸入品中我協定標準額五萬圓を超過するは石油一品に過ぎない。右輸入額は七十九萬七千圓に達するも、之を米國よりの輸入額二百五十三萬圓に比すれば甚だ少額である。其の他の物品の輸入總額は明治二十三年乃至二十五年の平均にて僅に三萬二千圓である。而して米國は既に一切協定税目を設けないうで改正條約締結することに同意した。若し露西亞に對し其の要求を承諾し、多數の品目に對し協定を許したとしたり、他國の均霑する輸入總額は一千五百萬圓の多きに達し、我政府に採り莫大の關稅減收を生ずる次第である。加之今回の條約改正協定方針を根本的に破壊するに至るものであると説明した。右陸奥外相よりの同訓に基き西公使は露西亞政府と折衝した結果、明治二十八年二月十三日陸奥外相に對し、露西亞側に於ては石油の容量課税を本邦に於て同意する場合に於ては他の點は讓歩し交渉容易に纏る見込であると報じた。依て陸奥外相は二月二十三日の同訓に於て露西亞政府の要求に係る石油關稅の課稅方法に付ては將來の立法を拘束することが出来ないが大藏省に問合はせたとするによれば目下編成中の關稅定率法案に於ては露西亞の希望する如く大隅條約附屬税目同様容量を以て課税することに成つて居る、日本政府は將來右課稅方法を變更するの理由はないと通達した。

斯くして其後彼我の交渉は急速に好轉し、明治二十八年三月十四日西公使より陸奥外相に對し電報するところに依

れば、露西亞政府に於ては日伊改正條約の如く、關稅協定に關する交渉を調印後に讓るべき趣旨の規定を挿入するを以て満足し、一切關稅協定に關する要求を撤回した。尤も税番三九の(ロ)鹽魚及乾魚の關稅に付ては、明治二十二年大隈條約に於ける如く公文の交換により之を無稅にすることを要求したと云ふに在つた。之に對し陸奥外相は三月二十七日付を以て右鹽乾魚無稅輸入の件は之を改正條約調印後別に東京に於て交渉せらるべき漁業條約中に約すべきことを同電した。其後西公使より、露西亞側の希望により石油の容量課税及鹽乾魚無稅輸入の件を文書を以て約したきことに付請訓した。之に對し陸奥外相は五月十五日付を以て前者は米國との關係上之を機密外交文書を以て約することしたく、後者に付ては東京を聖彼得斯堡に代えて同地に於て漁業條約の締結を交渉すべきことを議定書中に規定するも差支なしと回電した。斯くして彼我の意見一致し日露改正條約は六月八日西公使と露國外務大臣ロバノフ公 Prince Lobanow-Rostowsky 及大藏大臣ウイッテ Serge de Witte との間に調印せられた。尙條約正文は双方に於て議論なく佛文にて作成せられた。

約案の修正 上記交渉經過により知り得る通り、日露改正條約は大體本邦原案に準據したのであつたが、露西亞側要求により第一條入國・旅行・居住權及第六條通過税の免除等に關する規定に少修正を施し、第十條末項舊開港場間の沿岸貿易及第十七條居留地の處分に關する規定に付日英條約同様の規定を挿入し、議定書第二節に於て日伊條約に於ける如く條約實施後關稅待遇に關し最惠國主義を以て實驗上満足と認めざる場合に於ては兩國政府は各々其の一方と特別に關係ある輸出物品に對し協定稅率を設けることに同意すべき旨を、同第三節に於て兩國政府は鹽魚又は乾魚の輸入に當り相互主義を基礎とする一の約定を締結する爲め速かに商議を開くべきことを、又第四節に於て日本國政府は領事裁判權の廢止に先ち工業上及商業上の所有權の保護に關し露西亞政府と一の約定を締結すべきことを約し、更に通商航海條約調印と同時に、兩國間に大隈條約調印の際と同様の別約を調印し、通商航海事項に關する一般的留保規

定を設けたものである。石油の容量課税に付ては同様條約調印の際機密外交文書を以て之を約し、西公使より露國外相宛往翰に「帝國政府に於ては石油に對し税を課するに其の容積を以てせずして其の重量を以て標準とする新規の賦課法を制定するの意思なき旨」を申入れた。因に露西亞側の説明するところによれば露國產石油は比重〇・八二五なるに對し、米國產は〇・八〇〇弱なるが故に、重量により課税するときは露油百二十一「リートル」は米油百二十五「リートル」と同額を課税せられる勘定となることであつた。尙改正日露條約第十八條に於ては本邦提案通り「安政元年及五年日露間締結の兩修好條約、慶應三年締結の新定約書並に之に附屬する一切の諸約定に代るべきものとす」と規定したところ、右行文上誤解を生ずるの虞ありとの露國側の意見により「明治八年五月七日調印樺太千島交換條約は改正條約締結の爲め何等其の效力に影響を及ぼさざる」旨の宣言書をも併せ交換するところあつた。又前記議定書第二節に付ては日伊條約調印の場合と等しく「本節に基き兩締約國間に交渉を開始したる後六ヶ月以内に交渉結了せざるときは双方の產物は國定稅率の適用を受くべき」旨の公文交換行はれ、又第十九條所定本條約實施の通告をなす際の條件たるべき法典の公布に關する公文は、日英條約調印の際に於けると同様のものが西公使より交付せられた。尤も前記議定書第二節に拘らず、其後露西亞側より協定稅率に關する交渉なく前記交換公文は空文に終つた。議定書第三節に付ても明治四十年七月二十八日日露漁業條約調印迄何等の協定なかつたが、本邦側に於ては明治二十三年十一月一日より施行の稅關規則第五十三條によつて、樺太島貿易に従事する船舶に限り當分の内出入港手数料及該船に搭載する貨物の輸出入税を免除することとなり、右樺太貿易に關する特典は、明治三十二年一月一日改正關稅定率法及關稅法實施迄繼續した。尙日露改正條約は明治二十八年六月十九日露西亞皇帝之を批准し、我方は九月九日御批准あらせられ、九月十日東京に於て批准交換が行はれた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷三三二文書以下

第六節 對 獨 交 涉

第一款 豫 備 交 渉¹

交渉開始 獨逸との條約改正交渉は明治二十六年十一月六日陸奥外相より在獨青木公使に對し、改正條約案に對する獨逸政府の意向内探方訓令したるに始まる。之に對し青木公使よりは十一月十五日及十九日電報を以て意見を上申して來た。即ち「獨逸の態度は面白くない、又獨逸政府は明治二十二年六月十一日調印濟みの大隈條約の復活を望んで居る。従て直ちに條約改正問題に付之れに接近することは賢明でない、英國其の他の有力諸國との交渉完結した後を俟つて獨逸との交渉を開始するを可とする」といふのである。依て獨逸との條約改正交渉は其儘打捨てゝ來たが、其の後明治二十七年五月頃に至つて青木公使による英國との交渉大に進捗し略々其調印の見込み確實となつたから、陸奥外相は青木公使に對し時期を見て獨逸との交渉をも開始すべき旨訓令した。依て青木公使は九月三日獨逸外相マルシヤル男 *Freiherrn Marschal von Bieberstein* と會見して開談を促した。即ち獨逸が從來日本との條約改正に對し好意を示した沿革を説明し、速かに日本との條約改正交渉を完了するに至ることを希望したのである。然るに獨逸の態度は甚だ冷淡であつたから、青木公使は先づ條約改正交渉に付、在本邦獨逸公使を説得するの必要を申出た。依て陸奥外相は當時輕井澤避暑中の獨逸公使グートシュミット男 *Baron Gutschmid* の許に林次官を派遣し、同公使より本國政府に對し條約改正に關する好意的意見の上申方を依頼した。其後に至つて在橫濱獨逸人は日英改正條約の調印に反對し、斯くの如き條約が日本と獨逸との間に締結せられないことを希望する旨、本國政府に建議する等のことがあつた。十月八日在本邦獨逸公使は陸奥外相に面會を求め、本國政府より大隈條約調印以後に於ける情勢を報告